

「身体障害者旅客運賃割引規程」

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が単独で、又は介護者とともに、東葉高速線及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者と第2種身体障害者に分ける。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券

第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券

第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、東葉高速線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、普通旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

身体障害者旅客運賃割引規程

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の払いもどし)

第9条 第3条第2項の規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

身体障害者旅客運賃割引規程

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別		等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視 覚 障 害			1級から3級 及び4級の1	4級の2、4級の3、 5級及び6級
聴覚又は平衡機能の障害	聴 覚 障 害		2級及び3級	4級及び6級
	平 衡 機 能 障 害		—	3級及び5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			—	3級及び4級
肢 体 不 自 由	上 肢		1級、2級の1 及び2級の2	2級の3、2級の4 及び3級から6級
	下 肢		1級、2級 及び3級の1	3級の2、3級の3 及び4級から6級
	体 幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級及び2級
移動機能			1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓若しくは呼 吸器又はぼうこう若しくは 直腸、小腸、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫若しく は肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器 又は小腸の機能障害		1級、3級 及び4級	—
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫又は肝臓の機能障害		1級から4級	—

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（2018年7月1日現在）によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。